

社会保険労務士法人WILLニュース。【令和7年の年末調整追加情報】通勤手当の非課税限度額の改正ポイントを解説。



2025年11月19日に、「所得税法施行令の一部を改正する政令」が公布（同年11月20日施行）され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している従業員に支給している通勤手当の非課税限度額の引上げが決定しました。この改正は、2025年4月1日以後に支払われるべき通勤手当に適用されます。

今回の改正により、改正前に非課税限度額を超える通勤手当を支払っていた従業員に対しては、**今年の年末調整で精算手続きが必要となる場合があるため注意が必要です**。今回の記事では、改正内容のほか、年末調整での精算方法や注意点などを解説します。

通勤手当の非課税限度額の引上げが決定

改正前と改正後の非課税限度額（下の図では「課税されない金額」欄）は以下のとおりです。

区分	課税されない金額		
	改正後 (令和7年4月1日以後適用)	改正前	
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同	左
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道 55km 以上である場合	38,700 円	31,600 円
	通勤距離が片道 45km 以上 55km 未満である場合	32,300 円	28,000 円
	通勤距離が片道 35km 以上 45km 未満である場合	25,900 円	24,400 円
	通勤距離が片道 25km 以上 35km 未満である場合	19,700 円	18,700 円
	通勤距離が片道 15km 以上 25km 未満である場合	13,500 円	12,900 円
	通勤距離が片道 10km 以上 15km 未満である場合	7,300 円	7,100 円
	通勤距離が片道 2km 以上 10km 未満である場合	4,200 円	同 左
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	(全額課税)	同	左
	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同	左
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同	左

(出典) [国税庁『通勤手当の非課税限度額の引上げについて』](#) (一部抜粋して掲載)

今回の改正で適用対象となるのは、「自動車などの交通用具（自動車、その他の原動機付きの交通用具および自転車）を使用している従業員」に限られます。そのため、電車やバスなどの公共交通機関を利用している従業員はこの改正の適用対象には含まれません。

改正後の非課税限度額の適用時期に注意

改正後の非課税限度額の適用対象となるのは、**2025年（令和7年）4月以後に支払われるべき通勤手当**です。改正前・改正後のどちらの非課税限度額が適用となるかは、その通勤手当が「いつの時点で支払うべきものであるか」で判断します。

1 2025年（令和7年）4月以後に支払われるべき通勤手當に該当するもの

「2025年（令和7年）4月1日以後に支払われるべき通勤手当」に該当するかは、以下の①～④の日が2025年（令和7年）4月1日以後であるかで判断します。

①契約または慣習などにより支給日が定められているものはその支給日

- ②契約または慣習などにより支給日が定められていないものはその支給を受けた日
- ③給与規程をさかのぼって改訂し、改訂日から既往の期間に対応して支払う新旧通勤手当（※）の差額に相当する通勤手当で、その支給日が定められているものは、その支給日
- ④給与規程をさかのぼって改訂し、改訂日から既往の期間に対応して支払う新旧通勤手当（※）の差額に相当する通勤手当で、その支給日が定められていないものについては、改訂の効力が発生した日

※2025年（令和7年）4月1日より前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除く

2 改正後の非課税限度額が適用されないケース

改正後の非課税限度額は、2025年（令和7年）4月以後に支払われるべき通勤手当から適用されます。以下の①～③に該当する場合は、改正後の非課税限度額は適用されません。

- ①2025年（令和7年）3月31日以前に支払われた通勤手当
- ②2025年（令和7年）3月31日以前に支払われるべき通勤手当で同年4月以後に支払われるもの
- ③①、②の通勤手当の差額として追加支給されるもの

3 改正後・改正前のどちらの限度額を適用するか

改正後・改正前のどちらの非課税限度額を適用するかについて、具体例に沿って解説します。

なお、以下の例ではすべて2025年に支給されるもので、給与支給日は毎月25日としています。

改定後の非課税限度額を適用する (4月以後に支払われるべき通勤手当に該当する場合)	<ul style="list-style-type: none">4月に3月分の通勤手当を支給した場合4月に3月分の通勤手当を支給した後、給与規程を4月1日にさかのぼって改訂することで通勤手当が増額したため、4月支給分との差額を12月に支給する場合
改定前の非課税限度額を適用する (4月以後に支払われるべき通勤手当に該当しない場合)	<ul style="list-style-type: none">3月に4月分の通勤手当を支給した場合3月に4月分の通勤手当を4月に支給した後、給与規程を1月1日にさかのぼって改訂することで通勤手当が増額したため、3月支給分との差額を12月に支給する場合本来の支給日が3月31日以前であった未払いの通勤手当を4月に支給した場合

詳細は国税庁のQ&Aにも記載されていますので、参考にしてください。

参考 | [国税庁『通勤手当の非課税限度額の引上げに関するQ&A』](#)

課税済みの通勤手当は年末調整で精算が必要となる場合も

2025年（令和7年）4月1日以後に支払われるべき通勤手当で、今回の改正前（2025年（令和7年）11月19日まで）に支払った通勤手当（※）が、改正後の非課税限度額を適用した場合に非課税に該当し、過納となる税額が生じたときは今年の年末調整で精算する必要があります。

※改正前にすでに支払われた通勤手当が改正前の非課税限度額以下である従業員は、精算対応は不要です。

支給済みの通勤手当が改正前の非課税限度額以上の金額であり、その一部が課税対象となっていた場合の例で解説します。

【例】自動車で通勤している従業員

通勤手当：30,000円／月
通勤距離：片道50Km

改正前

適用限度額：28,000円

改正前の非課税限度額

課税される通勤手当
2,000円 (30,000円-28,000円)

改正後

適用限度額：32,300円

改正後の非課税限度額

課税される通勤手当
0円 (全額非課税)

差額=2,000円
(新たに非課税となり過納となった金額)

年末調整で精算

上図の場合、改正前は通勤手当30,000円のうち、非課税限度額は28,000円であるため2,000円は課税対象となっていました。しかし、改正後は、非課税限度額が32,300円であるため通勤手当の全額が非課税となり、2,000円は過納分として年末調整で精算が必要となります。

なお、年の途中で退職した従業員など、年末調整で精算する機会のない人は、確定申告により精算することとなります。

年末調整での精算方法

年末調整での精算方法を具体例に沿って解説します。

【例】自動車で通勤している従業員

通勤距離：片道50Km

月給
300,000円

通勤手当
30,000円

給与支給日
毎月25日

改正前（2025年1月～10月）

適用限度額：28,000円

改正前の非課税限度額

課税される通勤手当
2,000円 (30,000円-28,000円)

各月の総支給額（課税分）

302,000円

(月給300,000円+課税手当2,000円)

改正後（2025年11月～12月）

適用限度額：32,300円

改正後の非課税限度額

課税される通勤手当
0円 (全額非課税)

各月の総支給額（課税分）

300,000円

(月給300,000円+課税手当0円)

上図の場合、改正前（2025年11月19日まで）にすでに支給した通勤手当（2025年4月から10月分まで）は、改正前の非課税限度額を適用しているため、各月に課税扱いとしていた通勤手当の合計額は14,000円（2,000円×7か月）です。今回の改正により、この14,000円が非課税扱いとなります。そのため、新たに非課税となる14,000円は、総支給額から差し引く必要があります。

【源泉徴収簿の記載例】

甲欄
乙欄

区分	月区分	支給日	労務部		職名	住所	(郵便番号 〇〇〇 - 〇〇〇〇)			
			年	月			日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額
令和7年分	1	1 24	302,000			円	人	円	円	円
	2	2 25	302,000			円	人	円	円	円
	3	3 25	302,000			円	人	円	円	円
	4	4 25	302,000			円	人	円	円	円
	5	5 26	302,000			円	人	円	円	円
	6	6 25	302,000			円	人	円	円	円
	7	7 25	302,000			円	人	円	円	円
	8	8 25	302,000			円	人	円	円	円
	9	9 25	302,000			円	人	円	円	円
	10	10 24	302,000			円	人	円	円	円
	11	11 25	300,000			円	人	円	円	円
	12	12 25	300,000			円	人	円	円	円
賞	計	①	3,620,000	②			③			
					(税率 %)					
					(超過 %)					

(総支給額) 非課税となる通勤手当 (給料・手当等)
 $3,620,000\text{円} - 14,000\text{円} (2,000\text{円} \times 7\text{か月}) = 3,606,000\text{円}$

非課税となる通勤手当14,000円 (2,000円×7か月)

源泉徴収簿では、新たに非課税となった部分の金額・根拠を余白に記載
(給与計算ツールなどを使用している場合は記載省略可)

(出典) 国税庁『令和7年給与所得に対する源泉徴収簿』(加工して作成)

源泉徴収簿でみると、上図のようになります。なお、源泉徴収簿で年調年税額を計算している場合には新たに非課税となる通勤手当の詳細を欄外に記載する必要があります(※)。

※給与計算ツールなどを使用している場合は、正しく年調年税額が算出されていれば、新たに非課税となった金額や、計算根拠の記載を省略できます。

さらに、以下の図のとおり、「非課税となる通勤手当」を総支給額から差し引いた「給料・手当等」の金額と、ほかに賞与などの支給があればその金額を合計し、総額を求めます。その後

は通常どおり年末調整の計算を行うことで、精算が完了となります。

氏名	(フリガナ) ロウム タロウ 労務 太郎 (生年月日)								整理番号				
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額									円				
同上 き 還付又は徵 し た 月 区 分	月別	還付又は徵収した税額	差引残高	月別	還付又は徵収した税額	差引残高							
	月	円	円	月	円	円							
扶養控除等の申告・各種控除額	申告の有無	区分	源泉控除額	一般の扶養親族	老人扶養親族	一般の障害者	特障害者	同居特別障害者	寡婦はひとり親	勤労学生	従たる給与から控除する源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数 人	配偶者の有無	
			対象扶養親族	特定扶養親族	同居親等	その他	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶助者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶助者	<input type="checkbox"/> 同居特別障害者				
			配偶者	配偶者	配偶者	配偶者	<input type="checkbox"/> 扶助者	<input type="checkbox"/> 扶助者	<input type="checkbox"/> 扶助者				
			配偶者	配偶者	配偶者	配偶者	<input type="checkbox"/> 扶助者	<input type="checkbox"/> 扶助者	<input type="checkbox"/> 扶助者				
			配偶者	配偶者	配偶者	配偶者	<input type="checkbox"/> 扶助者	<input type="checkbox"/> 扶助者	<input type="checkbox"/> 扶助者				
控除額	1人当たり(万円) 三万円(万円)	38	63	58	48	27	40	75	27(寡婦) 35	27	月日人		
区分			金額			税額							
給料・手当等			① 3,606,000 円			③			円				
賞与等			④			⑥							
計			⑦			⑧							
給与所得控除後の給与等の金額			⑨			⑩ (1円未満切上げ、最高150,000円)			所得金額調整控除の適用 (※ 適用有の場合は⑩に記載)				
所得金額調整控除額 (⑨ - 8,500,000円) × 10%、マイナスの場合は0)			⑩			⑪							
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)			⑫			⑬							
(総支給額)			非課税となる通勤手当			(給料・手当等)			3,620,000 - 14,000円 (2,000円×7か月) = 3,606,000円				
年末調整	生命保険料の控除額	⑯			⑯ () 円			⑯ () 円					
	地震保険料の控除額	⑯			⑯ () 円			⑯ () 円					
	配偶者(特別)控除額	⑯			⑯ () 円			⑯ () 円					
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯			⑯ () 円			⑯ () 円					
	基礎控除額	⑯			⑯ () 円			⑯ () 円					
	所得控除額の合計額 (⑯ + ⑯ + ⑯ + ⑯ + ⑯ + ⑯ + ⑯ + ⑯)	⑯			⑯ () 円			⑯ () 円					
	差引課税給与所得金額(⑯ - ⑯)及び算出所得税額	⑯ (1,000円未満切捨て)			⑯			⑯ () 円					
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑯			⑯			⑯ () 円					
	年調所得税額(⑯ - ⑯、マイナスの場合は0)	⑯			⑯			⑯ () 円					
	年調年税額(⑯ × 102.1%)	⑯			⑯			⑯ (100円未満切捨て)					
	差引超過額又は不足額(⑯ - ⑯)	⑯			⑯			⑯ () 円					
	超過額の精算	本年最後の給与から徵収する税額に充当する金額	⑯			⑯			⑯ () 円				
		未払給与に係る未徵収の税額に充当する金額	⑯			⑯			⑯ () 円				
差引還付する金額(⑯ - ⑯ - ⑯)		⑯			⑯			⑯ () 円					
不足額の精算	同上の本年中に還付する金額	⑯			⑯			⑯ () 円					
	うち翌年において還付する金額	⑯			⑯			⑯ () 円					
不足額	本年最後の給与から徵収する金額	⑯			⑯			⑯ () 円					
の精算	翌年に繰り越して徵収する金額	⑯			⑯			⑯ () 円					

※1 特定親族特別控除額(⑯ - ⑯) [円]

(出典) 国税庁『令和7年給与所得に対する源泉徴収簿』(加工して作成)

参考 | 国税庁『年末調整で精算する際の源泉徴収簿の記載例』

【給与所得の源泉徴収票の記入】

年末調整を行い年調年税額を算出したら、給与所得の源泉徴収票（以下、源泉徴収票）を記入します。源泉徴収票の「支払金額」欄には、非課税限度額の改正後に新たに非課税となる金額を差し引いた金額を記入します。

今年の年末調整についての詳細は、労務マガジン『【令和7年版】おさえておきたい年末調整の変更点と、令和8年からの実務。（年末調整書き方ガイド付き）』や、国税庁が発行する以下の資料をご確認ください。

参考 | [国税庁『令和7年分 年末調整のしかた』](#)

その他注意すべきこと

年の途中で死亡した従業員や、海外勤務となり非居住者となった従業員がいる場合、また、年の途中で退職した従業員がいる場合には、特に注意が必要です。

1 年の途中で死亡した・非居住者となった従業員がいる場合

年の途中で死亡した、もしくは非居住者となった従業員に対して支払った通勤手当が改正前の非課税限度額以下である場合には、精算手続きは不要です。ただし、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合は、改正後の非課税限度額により年末調整の再計算が必要となります。

2 年の途中で退職した従業員がいる場合

年の途中に退職した従業員に対して支払っていた通勤手当が、改正前の非課税限度額以下である場合には、特段の対応は不要です。一方で、改正前の非課税限度額を超えた通勤手当を支払っていた場合で、改正後の非課税限度額を適用することで新たに非課税となる金額が生じたときは、以下の対応が必要です。

- ・源泉徴収票の「支払金額」欄を訂正する
- ・源泉徴収票の「摘要」欄に「再交付」と表示し、再度交付する

おわりに

検討されてきた通勤手当の非課税限度額が決定しました。今年の年末調整で精算対応が発生するため、早急な手続きが必要となります。労務担当者は、まず今回の改正内容を把握し、適切に年末調整の実務を行うことが重要です。

